

令和8年度U・Iターン機能強化事業業務

企画コンペ実施要領

**令和8年2月
岩手県**

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和 8 年度 U・I ターン機能強化事業業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 本業務の概要

（１） 業務件名及び数量

令和 8 年度 U・I ターン機能強化事業業務 一式

（２） 募集する企画提案の内容

資料 2 「業務仕様書」のとおり

（３） 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（４） 委託料の上限額

40,516 千円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 令和 8 年度岩手県一般会計当初予算の議決が得られなかった場合及び否決された場合にあっては、本件業務委託手続を停止することがある。

※ 地域未来交付金の採択がされなかった場合にあっては、本件業務委託手続の一部又は全部を停止することがある。

2 参加者の資格要件等

参加者は、下記に掲げる企画コンペ参加資格（以下「参加資格」という。）の要件を全て満たしている者であり、かつ、県に対し企画コンペ参加届出書を提出し参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めた上で参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

【参加資格の要件】

- （１） 本業務の実施について、県の要請に応じて速やかに来庁し、対応できる体制を整えていること。
- （２） 過去 5 年間に官公庁等が発注する本業務に類似した業務を受注した実績を有していること。
- （３） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （４） 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- （５） 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。

- (6) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事務所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められる者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- ※ なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- (8) 企画コンペ参加届出書の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (9) (8)の期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (10) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

3 企画コンペ手続き等に関する事項

- (1) 担当室課（問合せ先・書類等提出先）
岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室（岩手県庁2階）
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1
電 話 019-629-5588
F A X 019-629-5589
電子メールアドレス AE0005@pref.iwate.jp
- (2) 実施要領等の交付
企画コンペに関する実施要領等については、岩手県公式ホームページに掲載する。
※ トップページ（<https://www.pref.iwate.jp/>）→「入札・コンペ・公募情報」
→「コンペ」→「コンペ参加者募集情報」

資料1	企画コンペ実施要領（本書）
資料2	業務仕様書
資料3	企画提案書作成要領
資料4	企画提案審査要領

- (3) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表
実施要領等に関する質問は、次により受け付ける。

ア 受付期間

令和8年3月3日（火）午後5時〔必着〕

イ 提出方法

「様式 1－1 実施要領等に関する質問票」に簡潔に記入の上、電子メール又は F A Xにより、上記（1）まで提出すること。

ウ 回答方法

受け付けた質問については、原則として電子メールにより回答するとともに、回答期日までに岩手県公式ホームページに随時掲載する。

エ 回答期日

令和 8 年 3 月 5 日（木）

（4）企画コンペ参加届出書の提出（必須）

企画コンペ参加者（共同提案の場合は代表者）は、下記提出期限までに参加資格確認申請書類を担当課まで持参又は郵送により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出書類

（ア）【様式 1－2】企画コンペ参加届出書

（イ）【様式 1－3】会社概要及び過去 5 年間の主な受注等実績 ※パンフレット等可

なお、共同提案の場合は、代表者以外の構成員についても、それぞれ提出すること。

（ウ）直近の事業年度の事業及び収支が分かる資料（決算書等）

（エ）現在の事業年度の事業計画書及び収支予算書

（オ）【共同提案の場合のみ】共同提案とする理由、本業務における各社の役割分担、事業実施に係る体制図等が明確に分かる資料（任意様式）

イ 提出部数

各 1 部

ウ 提出期限

令和 8 年 3 月 6 日（金）午後 5 時〔必着〕

エ 提出先及び提出方法

（ア） 上記（1）まで持参又は郵送により提出すること。

（イ） 持参の場合は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間に提出すること。

（ウ） 郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

オ 確認結果

参加資格の確認結果は、令和 8 年 3 月 9 日（月）までに（4）ア（ア）に記載されたメールアドレス宛てに電子メールにより通知する。

カ 留意事項

（ア） 上記書類を上記提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、企画コンペに参加することができない。

（イ） 参加資格の確認は、上記提出期限の日をもって行う。

（ウ） 企画コンペ参加届出書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とすることがある。

(5) 参加資格が認められなかった者に対する説明

ア 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、岩手県知事に対し、書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができる。

（ア）提出期限 **令和8年3月11日（水）午後5時**

（イ）提出場所 上記（1）に同じ

（ウ）提出方法 持参による

イ 岩手県知事は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和8年3月13日（金）までに書面でその理由を回答する。

(6) 参加資格の喪失

参加者は、下記4に定める選考委員会の開催日までに、参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

(7) 企画提案書等の提出（必須）

参加者（共同提案の場合は代表者）は、企画提案書等を以下のとおり提出するものとする。

ア 提出書類

資料3「企画提案書作成要領」で定める書類

イ 提出部数

各10部（正本1部、副本9部）

ウ 提出期限

令和8年3月10日（火）午後5時〔必着〕

エ 提出先及び提出方法

（ア） 上記（1）まで持参又は郵送により提出すること。

（イ） 持参の場合は、上記（4）エ（イ）に記載する時間に提出すること。

（ウ） 郵送の場合は、封筒表に「企画コンペ提案書等」在中の旨を朱書きし、提出期限までに必着のこと。

オ 留意事項

（ア） 参加者1者につき1提案とする。また、企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。

（イ） 提案に係る費用の総額は、上記1（4）の委託料の上限を超えないものとする。

(8) 企画提案の無効

下記のいずれかに該当する企画提案は、これを無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された提案

イ 提案に係る費用の総額が、上記1（4）の委託料の上限を超える提案

ウ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）または第95条（錯誤）に該当する提案

エ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

オ その他企画コンペに関する条件に違反した提案

(9) 企画コンペ参加の辞退

ア 辞退届の提出

企画コンペの参加資格を認められた者が、下記 4 に定める選考委員会に参加しない場合は、選考委員会開催日の前日の午後 5 時までに、【様式 1－4】「企画コンペ参加辞退届」を、上記（1）に持参又は郵送により提出すること。

イ 留意事項

企画コンペ参加辞退届の提出により企画コンペに参加しなかった者は、これを理由として、以降、県が実施する他の企画コンペ等について不利益な取扱いを受けることはない。

4 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 委託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料 4 「企画提案審査要領」に基づき、選考委員会において行うものとする。

(2) 選考委員会の開催

ア 開催日時（予定）

令和 8 年 3 月 17 日（火）（時間等詳細は別途通知）

イ 開催場所（予定）

岩手県盛岡地区合同庁舎 8 階 大会議室（盛岡市内丸 11-1）

(3) 委託候補者の決定

県は、企画提案審査要領に定める選考委員会からの報告をもとに、第 1 順位の委託候補者及び補欠順位を決定するものとする。

第 1 順位の委託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

(4) 結果の通知

県は、委託候補者及び補欠順位を決定した後、各参加者（共同提案の場合は代表者）に、速やかに文書で通知するものとする。

5 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）に基づき判断する。

(3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と併せ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と委託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

(4) 契約結果の公表

県は、本契約について、契約締結から概ね 15 日以内に、関係事項を岩手県公式

ホームページ上で公表する。

6 公正な企画コンペ実施の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ア 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属するものとする。
- イ 提出書類は返却しないものとする。
- ウ 提出書類は公表しないものとする。
- エ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うものとする。

(2) 企画コンペ参加に要する経費について

- ア 企画コンペ参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。
- イ 令和 8 年度岩手県一般会計当初予算の議決が得られなかった場合及び否決された場合、又は地域未来交付金の採択がされなかった場合等において、本県業務委託手続の一部若しくは全部の停止等をした場合、本件業務委託に係る準備のために要した費用については、一切保証しないものとする。

(3) 企画コンペ参加に当たっての留意事項

- ア 企画コンペ参加届出書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。
- イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

＜企画コンペ実施スケジュール（予定）＞

企画コンペ実施要領等の公表	令和８年２月 20 日（金）
質問票の提出期限	令和８年３月 ３ 日（火）午後５時
質問に対する最終回答	令和８年３月 ５ 日（木）
企画コンペ参加届出書提出期限	令和８年３月 ６ 日（金）午後５時
企画提案書等の提出期限	令和８年３月 10 日（火）午後５時
企画コンペ参加辞退届の提出期限	令和８年３月 16 日（月）午後５時
企画審査委員会での審査（予定）	令和８年３月 17 日（火）
企画コンペ結果通知（予定）	令和８年３月下旬
契約締結（予定）	令和８年４月 1 日